

## 「道条例」と「こども大綱」の比較

区 分		北海道子どもの未来づくりのための 少子化対策推進条例(抜粋)	こども大綱(概要)
目的	第1条	この条例は、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生き育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。	こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくこと。  【こども施策に関する基本的な方針】 ①権利の保障と最善の利益を図る ②視点を尊重し意見を聴きともに考える ③ライフステージに応じた支援 ④格差や貧困の解消による幸せな成長 ⑤結婚・子育ての希望形成等 ⑥施策の総合性確保、国・自治体等の連携
定義	第2条	この条例で「少子化対策」とは、安心して子どもを生き育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組をいう。	【こども施策に関する重要事項】 1 ライフステージを通じた重要事項 ・こども・若者が権利の主体であることの共有等 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・障がい児支援、医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止、ヤングケアラー支援 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などから守る取組 2 ライフステージ別の重要事項 ・こどもの誕生前から幼児期まで ・妊娠前、妊娠、出産、幼児期までの保健・医療確保 ・学童期・思春期 ・質の高い公教育の再生、居場所づくり、こころのケアの充実、いじめ防止、不登校へこどもへの支援、体罰等の防止 ・青年期 ・高等教育の充実、結婚を希望する者への支援
基本理念	第3条	少子化対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。 (1) 子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。 (2) すべての子ども及び子どもを生き育てようとする者への支援に向けて取り組むこと。 (3) 家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、相互の連携の下、社会全体で取り組むこと。 (4) 保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。 (5) 地域の人口構造、産業構造、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組むこと。 (6) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分尊重されるよう配慮すること。	3 子育て当事者への支援に関する重要事項 ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・男性の家事・子育てへの主体的な参画・拡大 ・ひとり親家庭への支援  【こども施策を推進するために必要な事項】 1 こども・若者の社会参画・意見反映 ・社会参画や意見表明の機会の充実 ・多様な声を施策に反映させる工夫 2 こども施策の共有の基盤となる取組 ・必要な支援を必要な人に届けるための情報発信 ・こども・若者・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 3 施策の推進体制等 ・数値目標と指標の設定 ・安定的な財源の確保
責務・役割	第4条～ 第6条	道、事業者、道民	
実施計画	第7条	知事は、少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。計画は、少子化対策の目標、内容等について定めるものとする。	
基本的 施策等	第8条～ 第20条	・社会全体による取組の促進 ・子どもの権利及び利益の尊重 ・地域における子育て支援体制等の充実 ・保育サービス等の充実 ・雇用環境等の整備 ・母子保健医療体制等の充実 ・児童健全育成等の促進 ・児童虐待防止対策の充実 ・教育環境の整備 ・生活環境の整備 ・経済的負担の軽減 ・推進体制の整備 ・財政上の措置	